

福井県公園施設長寿命化計画（概要版）

福井県土木部都市計画課

（2024年7月改定）

福井県 公園施設長寿命化計画（概要版）

1. 目的

福井県公園施設長寿命化計画は、今後老朽化の進展が予想される都市公園施設について、計画的な維持管理の方針や長寿命化対策を定め、利用者の安全・安心な利用環境の確保を図りつつ、施設の維持管理や更新予算の縮減や平準化を図ることを目的に、国土交通省「公園施設長寿命化計画策定指針（案）【改訂版】（平成30年10月）（以下、長寿命化指針）」に基づき策定したものである。

2. 計画期間（西暦）〔2024年度～2033年度（10箇年）〕

3. 計画対象公園

福井県土木部都市計画課が所管する下記7つの都市公園を対象とする。

表1 対象公園概要

公園名	所在地	公園種別	面積 (ha)	(開園日) 完成日	主な公園施設
丹南総合公園	越前市余田町、 氷坂町、片屋町	総合公園	15.5	(H25.9.21) H27.4.1	野球場、体育館、 多目的グラウンド等
奥越ふれあい公園	大野市上篠座	総合公園	19.6	(H5.6.1) H12.12.25	陸上競技場、テニス場 多目的グラウンド等
トリムパークかなづ	あわら市山室他	総合公園	20.0	(H8.6.14) H15.4.1	多目的体育館、弓道場 テニス場、多目的グラウンド等
若狭総合公園	小浜市北塩屋	総合公園	16.0	(H5.4.27) H11.4.20	温水プール、 トリム広場等
臨海中央公園	福井市白方町 坂井市三国町	地区公園	5.0	(H3.4.1) H6.4.1	ソフトボール場 テニス場等
若狭の里公園	小浜市遠敷2丁目	近隣公園	1.9	S57.3.31	修景池、四阿等
三里浜緩衝緑地	福井市白方町他 坂井市三国町他	緩衝緑地	134.4	(S54.10.1) S59.7.1	芝生広場、展望台等

4. 計画対象公園施設

表2 対象公園施設数

園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設
349	65	137	54	100	9	77

管理施設	災害応急対策施設	その他	合計
609	0	22	1,422

5. これまでの維持管理状況

丹南総合公園など4総合公園と若狭の里公園については、指定管理者制度を導入し、三里浜緩衝緑地、臨海中央公園については、直営により維持管理を行っている。

遊戯施設は各管理者により国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(以下、遊具安全確保指針)」および社団法人 日本公園施設業協会 (JPFA) が策定した「遊具の安全に関する規準 (以下、遊具安全規準)」に基づき毎年1回の定期点検を実施している。

これらの点検により異常を発見した場合、緊急度の高いものから適切な方法で対処している。

6. 健全度を把握するための点検調査結果の概要 (個別施設の状態等)

点検調査は2023年12月から2024年4月までの期間に実施した。

① 一般施設、土木構造物、建築物

国土交通省「長寿命化指針」に則り、健全度調査を実施した。

健全度調査は遊戯施設を除く1,368施設のうち予防保全型管理の候補とした150施設について実施した。

② 遊具等

国土交通省「遊具安全確保指針」および日本公園施設業協会「遊具安全規準」に基づき毎年実施している定期点検結果を調査結果とした。

表3 健全度調査結果概要調書

公園名	一般施設				土木構造物				建築物				遊具等				計
	A	B	C	D	A	B	C	D	A	B	C	D	A	B	C	D	
丹南総合公園	14	3	1	0	7	1	0	0	0	8	0	0	0	1	0	0	35
奥越ふれあい公園	1	6	5	0	4	3	0	0	0	6	1	0	0	3	2	0	31
トリムパークかなづ	0	14	8	4	1	8	1	1	0	5	7	0	6	2	5	0	62
若狭総合公園	4	12	5	2	0	0	1	1	0	2	2	1	2	14	12	1	59
臨海中央公園	1	3	0	0	0	3	0	0	0	3	1	0	0	0	0	0	11
若狭の里公園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三里浜緩衝緑地	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	20	38	19	6	12	15	2	2	0	24	11	1	8	20	19	1	198

7. 対策の優先順位の考え方

対策の優先順位は、劣化が進行した施設で、施設の利用状況や施設の性質を考慮し、遊戯施設など公園利用者が直接手に触れる施設や運動施設を優先する。次に照明など公園を利用するための施設を優先的に取り組むこととする。

8. 対策内容と実施時期

(1) 日常的な維持管理に関する基本的方針

維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検は、各指定管理者等により随時実施し、公園施設の機能の保全と安全性を維持するとともに、施設の劣化や損傷を把握する。公園施設の異常が発見された場合は、使用を中止し事故等を予防する。また、建築物や遊戯施設に異常が発見された場合は、程度により専門家による点検を行う。

- a. 一般施設等、c. 土木構造物等、d. 建築物等
 - ・日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、利用禁止の措置を行う。また建築物等予防保全型管理を実施する施設については必要に応じ専門家による点検を実施し、計画に位置付けた上で施設の補修、もしくは更新を実施する。
- b. 遊具等
 - ・日常点検および年1回実施する定期点検により施設の劣化および損傷を把握する。
 - ・施設の劣化や損傷を把握した場合、利用禁止の措置を行う。
 - ・年1回実施する定期点検の結果を健全度調査として活用し、対象施設の補修、もしくは更新を計画に位置付けたうえで措置を行う。
- e. その他設備等
 - ・法で定める定期点検を健全度調査として活用する。

(2) 公園施設の長寿命化のための基本方針

① 予防保全型に類型した施設

- ・健全度判定C、Dの施設を優先して対策する。
- ・事後・予防の類型はライフサイクルコストの算定結果を踏まえて確定する。
- ・毎年の定期点検を行う遊具や設備以外の公園施設（a. 一般施設、c. 土木構造物、d. 建築物）については、5年に1回の健全度調査を実施し、施設の劣化損傷状況を確認する。
- ・使用見込み期間は、国土交通省「長寿命化指針」における「表-13 使用見込み期間の設定例」を前提に、健全度調査実施時点における経過年数を考慮して設定する。

b. 遊具等、e. その他設備等

- ・日常点検および年1回実施する定期点検により施設の劣化および損傷を把握する。
- ・点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、消耗材の交換等を行うほか、必要に応じて利用禁止の措置を行う。
- ・定期点検の結果を健全度調査として活用し、施設の補修、もしくは更新を位置付けたうえで措置する。

d. 建築物等

- ・100㎡を超える特殊建築物は法で定める3年に1回の定期点検を実施し、健全度調査として活用する。

② 事後保全型に類型した施設

- ・健全度調査を実施しないため、維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検で公園施設の機能の保全と安全性を維持する。
- ・日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、施設の補修もしくは更新を行う。
- ・使用見込み期間は、国土交通省「長寿命化指針」における「表-13 使用見込み期間の設定例」を前提に、健全度調査実施時点における経過年数を考慮して設定する。

③ 植栽の扱い

- ・各公園の植栽の特色等を踏まえ管理する。

9. 計画の見直し予定

(1) 計画の見直し予定年度（西暦）：〔2028年度〕

- ・国土交通省「長寿命化指針」において、定期的な健全度調査を5年に1回以上実施することが望ましいとされているため、2028年度に見直しを予定する。

(2) 見直し時期、見直しの考え方など

- ・次回以降の健全度調査の結果が、長寿命化計画で定めた内容と著しく乖離を生じた場合には、長寿命化計画の見直しを行う。
- ・日常管理や法定点検で異常が確認された場合は、必要に応じ長寿命化計画の見直しを行う。